

発議第2号

市長によるハラスメント疑い事案の調査に関する決議について

市長によるハラスメント疑い事案の調査に関する決議を次のとおり提出しようとする。

令和8年6月26日提出

提出者 伊賀市議会議員

赤堀 久実

陶山 美佐

北山 太加視

森中 秀哲

福村 教親

上田 宗久

百上 真奈

中岡 久徳

記

市長によるハラスメント疑い事案の調査に関する決議

1 調査事項

本議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の規定に基づき、次の事項について調査するものとする。

市長によるハラスメントと疑われる発言（令和6年12月26日に市職員に対して発言）に関する調査を行ったうえ、特別職からのハラスメントに対する相談体制及び救済制度の確立につなげるべく調査を行う。

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例（平成16年伊賀市条例第291号）第6条第1項の規定に基づき、「市長によるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、上記の調査事項に掲げる調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を上記の特別委員会に委任する。

4 委員定数

上記の特別委員会の委員定数は、8人以内とする。

5 調査期限

上記の特別委員会の調査期限は、1に掲げる調査が終了するまでとする。

6 調査経費

本調査に要する経費は、130万円以内とする。

以上、決議する。

令和8年6月26日

三重県伊賀市議会

調査特別委員会委員 名簿

	氏 名	会 派 等
委 員	陶山 美佐	きみと伊賀
委 員	森中 秀哲	草の根・無所属フォーラム
委 員	赤堀 久実	公 明 党
委 員	北山太加視	市民の風
委 員	福村 教親	新 政 会
委 員	上田 宗久	無 会 派
委 員	百上 真奈	無 会 派
委 員	中岡 久徳	無 会 派

※伊賀市議会委員会条例第8条の規定に基づき選任